

**京丹波町成年後見支援センター運営委員会及び
京丹波町成年後見制度地域連携ネットワーク協議会委員の委嘱
及び第1回京丹波町成年後見支援センター運営委員会**

日時：令和5年4月20日（木）
午後1時30分～3時
場所：京丹波町役場 1階 防災会議室
及びオンライン（ZOOM活用）

出席者 委員：松田委員長、上田副委員長、杉森委員、津田委員、木南委員

オブザーバー：京都府 今井社会福祉士
（オンライン出席）京都家庭裁判所 三浦主任書記官、山口庶務課長

事務局：健康福祉部福祉支援課：岡本課長、堀補佐、原澤補佐、上西補佐、中川主任
京丹波町社会福祉協議会：山本課長、山崎係長（欠席：岬次長）

1 開会（岡本課長の司会により進行）

2 委嘱状の交付

畠中町長から委員5名へ委嘱状を交付

3 町長あいさつ

出席のお礼。

国においては、成年後見制度利用促進基本計画が策定され、令和4年度から第2期の計画期間が始まった。本計画においては、全ての住民が、判断能力の低下や障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で、尊厳ある本人らしい生活を続けることができるよう、成年後見制度をはじめとする必要な権利擁護支援を適切に利用できる仕組みづくりの主軸となる「中核機関」の設置、また、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みである「地域連携ネットワーク」の構築が求められている。

本町においても、本日まで出席の皆様にもご助言等をいただき、昨年度から、中核機関の設置に向けた取組を進め、令和5年度から「京丹波町成年後見支援センター」を開設した。皆様におかれては、準備段階からお世話になったことに対しお礼を申し上げるとともに、今後においても「京丹波町成年後見支援センター」の円滑な事業運営に対し、ご協力をお願いしたい。

4 自己紹介

各委員、オブザーバー、事務局の順に自己紹介

5 委員長、副委員長の選出

事務局：どのように決めさせていただいたらよいか。

委員：事務局一任

事務局：委員長に松田委員様、副委員長に上田委員様にお願いしたい。賛同いただける方は拍手をお願いしたい。

委員：出席委員全員の拍手により下記のとおり承認

委員長（松田めぐみ委員）

副委員長（上田具美子委員）

<委員長、副委員長就任あいさつ>

・委員長

南丹市でも委員長を拜命している。口丹地域は弁護士が少ない地域であり、南丹市と京丹波町は弁護士がゼロであったが、京丹后市の方が独立され、園部町で法律事務所を開設されるとの案内が届いた。大いに期待しているところである。よろしくをお願いします。

・副委員長

京丹波町は馴染みのある地域である。地域のつながりが深く、京都市内であればこの人の生活は無理だろうと思われる方も、地域の方の支えで何とか独居生活を送られている方が多くある。ただ、地域のつながりのみでは難しい部分もあると思う。成年後見制度や権利擁護支援が利用できることで、さらにその人らしく素晴らしい生活となると思う。よろしくをお願いします。

※公務のため町長退席

6 協議事項

（１）委員会等の設置要綱について

（説明：事務局（原澤補佐）資料①-1、①-2、①-3 説明）

質疑等なし

（２）京丹波町成年後見制度利用支援事業実施要綱の改正について

（説明：事務局（原澤補佐）資料②説明）

副委員長：報酬助成は、要綱上は、町長申立ての事例以外は対象になっていないとのことであるが、他の市町村では、ケースによって対象とされることもある。京丹波町は今のところどのような運用か。

事務局：運用面においても、これまで対象となった事例はなく、町長申立てのみが対象となっている。

副委員長：例えば、5月以降に相談があった場合も要綱に基づき対象とはならないのか。

事務局：検討はさせていただけると思われるが、まずは、要綱に基づく対応となることを考える。

委員長：家庭裁判所からは弁護士会、司法書士会、社会福祉会のばあとなあ京都に依頼が来るが、報酬助成は対象外であり、お金もないというケースは、担当の割り振りが難しい。ぜひ、改善に向け検討をお願いしたい。

(3) 成年後見制度等に関する相談対応フロー図の作成について

(説明：事務局(山本課長)資料③説明)

オブザーバー：このフロー図は、与謝野町が作成されたフロー図を参考に、京丹波町が検討されたものであると思う。私自身も与謝野町の会議に出席していたことから、流れの中の②の「見守り契約」と③の「判断能力はあるが」という部分について、説明をさせていただきたい。見守り契約というのは、任意後見契約をする場合に、当然、本人さんが当事者同士で契約を結ばれるわけである。この場合、契約はするが、任意後見人になるには、任意後見監督人の申立てをされて選任をされる。その申立てをされるうえで初めて有効になるのが一般的と思われる。任意後見契約と、実際に選任されるまでというのは何の権限もないが、この間の見守りが必要な場合もあり、任意後見制度を活用する状況にはないけれども、実際の状況から、見守りの契約というのでも検討するという意味で、盛り込まれたものと思われる。また、3番目の判断能力はあるがという点については、説明で言われたとおり、確かにもう少し付け加えた方が良いかとも思うが、あるかないかという部分のところで、ない方は日常生活自立支援事業を契約できない。ということは、判断能力はないわけではないけれども、というやや言葉足らずの部分があるのかと思うが、そういう趣旨のものであろうということで認識している。

委員長：質問のあった見守り契約について私から説明させていただく。任意後見契約とセットで結ぶことが多いと思われる。任意後見が必要になった時期を見極めるためにも、定期的に訪問や電話をするなどし、見守りをするという契約をされている方もある。私自身は見守り契約は締結したことはない。余り頻繁にあっても困られると思うので、セコムを利用されてはどうかとお伝えすることもある。財産管理のお手伝いが必要になった際には訪問しますのでという形で、任意後見契約で遺言や死後事務委任契約を締結したりしている。財産管理等委任契約を締結されている方もある。認知症は全くないが、目や体が不自由であることなどで、銀行に行くことも大変な方のお金を預かり、定期的に報告を行うこと等はしている。その場合、本人が監督人になり、本人に通帳を確認してもらっているような状況である。他、何か質問はありますか。

事務局：見守り契約は弁護士さんが締結されるものか。司法書士さんも社会福祉士さんもあるのか教えていただきたい。

委員長：特に弁護士でないとできないということはなく、一般の方もできると思う。ご本人と契約を締結されるというもののため、適切に対応できる人であれば問題はないと思う。

委員：3番の表現について「判断能力はあるが今から」という文言を消し、「財産管理や契約等の支援がして欲しい」という表現のみにした方が良いのではないかと。

委員長：財産管理等委任契約については、判断能力は必要であり、どのような表現が良いか。

副委員長：3番については、財産管理等委任契約と日常生活自立支援事業を分けて記載されてはどうか。その方が親切であり丁寧である。

委員 : 私もそう思う。

事務局 : 判断能力以外にその他分類などがあるため、一概には言えないが、基本的には判断能力に問題のない方は権利擁護事業は契約できない。

委員長 : 分けた方が分かりやすいかと思われる。

委員 : 財産管理等委任契約の方は、判断能力はあるかと記載しておき、日常生活自立支援事業の方は、判断能力という部分は外すか、不十分と記載するか。

副委員長 : 「財産管理や契約等の支援がしてほしい」のところを、判断能力がある場合と、少し低下している場合とに分ける方がわかりやすいのでは。

委員長 : 財産管理等委任契約は、後見制度と近い内容の契約を締結することもできるが、日常生活自立支援事業はできないため、やることを分けた方が良いと思われる。

事務局 : 判断能力が不十分で日常的な金銭管理の支援が必要な方という表現でどうか。

委員長 : それで良いと思われる。

副委員長 : そうすると低下していない場合におかしなことになる。

委員長 : 全く能力がなくなると日常生活自立支援事業は使えないため、微妙なことになる。

副委員長 : 実際のところ、補助類型くらいの状態であれば契約を締結されているのではないか。

事務局 : 保佐類型の下の状態くらいであれば締結している気もする。明確ではなく、感触であるが、重なるところと思われる。

副委員長 : 成年後見制度は3類型あるが、補助類型くらいであれば、選択できる。財産管理まで全てしなければならぬ場合は補助になるが、日常の生活費の管理さえしてもらえれば生活できるという方であれば、成年後見制度を利用しなくても、日常生活自立支援事業を利用して、生活できるということも考えられるため、判断能力が低下している場合と、低下していない場合の間くらいに、中間的なものがあればどうか。実際、相談に来られた時も、日常の金銭管理に困っておられる方であれば、社協さんを紹介している。大きいお金は遠くの息子さん等が預かっておかれれば大丈夫という方などは、何でもかんでも成年後見制度につなげているわけではないため、そちらの方が現実的な気がする。

委員長 : 判断能力が低下している場合と低下していない場合の間を設けていただくのが一番正確かと思われる。

委員 (複数) : 判断能力がやや低下とか、判断能力に自信がないとか、書き方が難しいが。

委員長 : 今のご意見等を参考にいただき、検討をお願いします。裏面の方は、法テラス関係の説明も間違っていないと思われる。制度自体はご存じか。説明をした方が良いか。

事務局 : お願いします。

委員長 : 法テラスは、国の機関で弁護士費用等を立て替えてくれるところである。原則立て替え払いのため、償還義務があり、毎月の分割払いで返済可能である。一括払いが困難な方も利用しやすいものである。分割払いの金額も1万円や5千円など選択可能である。3千円というケースもある。原則3年以内で返済することになっている。後見申立てについて、本人申立ての場合は、契約能力がないという理由で法テラスは利用できない。何年か前までは利用できていたため、法テラスに

は改正を求めると伝えているが、国の方針で変更は困難なようである。本人申立てで補佐、補助であれば、法テラスを利用して申立てをすることができるので、町長申立てをするよりは、法テラスで申立てをした方が早いとよく利用されている。生活保護受給者は、償還免除を受けることができる。全部の手続きが終わった後、保護証明を添付して免除申請を行えば承認される。生活保護受給者でなくても、財産がなく収入が乏しい方で返済が困難な方は、免除申請をすれば承認されることもある。

また、特定援助対象者法律相談援助制度は、民事法律相談は、ご本人が相談に行くというのを前提としているため、高齢者や障害者など判断能力が不十分な方は、自分で相談に行くことができない方が多くおられることから、地域包括支援センターや役所の福祉担当課、ケースワーカー、ケアマネジャー等の支援員から、自宅や入所施設などへの弁護士や司法書士による出張相談を申し込む制度である。資力に関わらず、出張相談の申し込みができる。ただ、資力が法テラスの基準を超えている方については、相談料が自己負担となる。法テラスの基準内であれば無料となる。何か質問はありますか。

事務局 : 3回来てもらえる制度か。

委員長 : 特定援助対象者法律相談援助制度は1回である。一般的な出張相談は3回まで可能である。余り区別していないが、法テラスに直接福祉機関の方等が申し込まれる場合は、特定援助対象者法律相談援助制度の利用として対応するが、地域包括支援センター等から私自身に直接相談が入った場合は、民事法律相談の出張相談の申し込みとして出向くことが多い。状況にあった利用の使い分けをしてもらえれば良い。特定援助対象者法律相談援助制度として1回訪問し、その後、出張相談で対応することは可能である。できるだけ1回で対応できればと思う。

(4) 令和5年度のスケジュール(案)について

(説明:事務局(岡本)資料④説明)

副委員長: 準備会での質問と重なっているかもわからないが、5番の市民後見人の養成の欄について、体制整備となっているが具体的に説明願いたい。

事務局: 準備会の際のお答えと同じような内容になってしまうかも知れないが、市民後見人の養成については、本町の住民からの相談は複雑な事例が多く、市民後見人で担っていただける事例かどうか判断し難い状況にある。市民後見人の養成については、もう少しニーズ等の状況を見て検討したい。また、法人後見の支援については、前回の準備会で今井さんから教えていただき、また、津田委員も参画されているが、京都府社会福祉協議会を中心に法人後見のあり方検討会を立ち上げられていることもお聞きしていることから、そういった京都府での取組の情報もいただきながら、本町にあった体制整備を考えていきたいということで、このような表現で表記している。

副委員長: 要望であるが、市民後見人の養成について、京丹波町単独では難しいかと思われるため、亀岡市・南丹市と、南丹圏域で養成していくという話を進めていただき

たい。

オブザーバー：答えではないが、今の動向をお伝えしたい。担い手の育成については、どの市町も取り組むべき課題である。現在、市民後見人は、南丹市、福知山市、京都市、精華町で養成されている。大きな京都市は横に置き、その他の市町が抱えている課題は、育成という部分も課題であるが、養成をしたが選任をされないという課題がある。そういう方たちが置かれたままになっているという現状がある中で、新しい人を養成できないという悩みを持っておられる。そういうことから、もっと大きな視点で言えば、京都府社会福祉協議会が法人後見のあり方の検討会を開催された。全ての地域で法人後見を進めるということではないが、担い手の少ないところを中心に仕組みをつくり、権利擁護支援をする人を育てるという視点で機能強化を図ることができないか。社会福祉協議会による日常生活自立支援事業においても、専門職や相談員のなり手が不足しているという課題もある。そういう仕組み全体で、どう担い手を増やすのか、そういったところで協力いただいた方が、市民後見人として活動される仕組みができないかという検討がされている。決して、市民後見人を否定するものではないが、市民後見人の役割は非常に大きなものであると思われるが、実際においては、権利擁護全体を支える人たちをどう育てるのかという視点から、市民後見人の養成も考えていく必要があると思われる。おっしゃっていただいた圏域での話し合いもしながら、方向性を定めて行きたいと京都府では考えている。

(5) その他

(説明：事務局(岡本)説明)

●委員会議事録の町ホームページへの公開について

事務局：委員会議事録の町ホームページへの公開についてご了承いただきたい。(発言者の氏名は非公表)
⇒意見等なし

●第2回運営委員会の日程について

事務局：次回運営委員会の日程について調整願いたい。また、内容によって書面での報告とさせていただく可能性もあることをご了承いただきたい。
⇒第2回運営委員会 8月21日(月)午後1時30分～ オンライン併用

●研修会講師の協力依頼について

事務局：障害・介護事業所等研修会講師としてご協力をお願いすることは可能か。その場合、各会に依頼をさせていただいたら良いか。
⇒京都弁護士会 会を通じて派遣(推薦依頼要)
京都司法書士会 個々に相談可
京都社会福祉士会 会を通じて派遣(推薦依頼要)

事務局：6月19日の週を想定している。ご協力いただくことは可能か。

- 委員長 : どのような内容を検討されているか。内容によって弁護士、司法書士、社会福祉士と異なってくる。
- 事務局 : 事業所向けの研修会について、例えば、施設であれば身元引き受けのない方が入所された場合、後見人さんをつけてくださいと言われることが多いが、亡くなられた後のことも、成年後見制度を利用していけば全てがフォローできるという思いを持っておられるように見受けられるため、成年後見制度では補えない部分もあるということなど、全般的なことも含めた学習会としたい。
- 委員長 : 研修の対象は施設の方か？
- 事務局 : 障害なり介護の事業所や金融機関の窓口の方などを対象に、成年後見制度でできること、できないこと、また、こういう時にはこのような制度があるといったことを教えていただきたい。
- 委員長 : 法テラスも説明した方が良いか。成年後見制度のみで良いのか、法律相談まで含むと社会福祉士さんは難しいかと思われる。
- 事務局 : この頃よくあるのは、身寄りがない方が病院に入院された場合、病院から、後見人をつけてくださいとケアマネジャーが言われ、地域包括支援センターに相談に来られるケースが増えている。できること、できないことの理解をしていく必要がある。法テラスで何ができるかというよりは、まずは、成年後見人がつかれることで解決することばかりではないというところの基本の勉強ができればと思う。
- 委員 : 今決めるのか。
- 事務局 : まだ大丈夫です。またご依頼をさせていただく可能性もあるが、ご協力をお願いしたい。

7 閉会（副委員長あいさつ）

本日のお礼。第1回目の会議であったが、活発に、具体的な話も多くできて大変良かった。事務局にはわかりやすい資料も用意いただいた。

司法書士会からご案内させていただく。司法書士会では、4月1日にエンディングノートを作成した。エンディングノートは、元気な方であっても、急に病気になられることもあるため、若い方にも今書いておいていただくことが重要である。今回は、第2部に制度の説明も入れており、大変わかりやすい内容になっている。特に、京丹波町は、今から成年後見支援センターの広報をされる。地元の方に後見制度の話が聞かれないかと言われても、後見というと敷居が高い。終活やエンディングノートの話もあるとお伝えすると興味を持たれる方も多いと思われる。ぜひ活用願いたい。説明会も開催可能である。

本日はありがとうございました。